

商品取引所法施行規則の一部改正の概要

平成20年5月
商流G商務課

1. 会社計算規則の一部改正の整備事項

平成20年4月1日以降に開始する事業年度から、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)が適用されるため、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の一部改正省令が本年4月1日に施行されたところである。これに伴い、商品取引所及び商品取引員が行うリース取引の関係規定についても会社計算規則と同様の改正を行う。

(第14条、第15条。様式第1号、様式第17号)

2. 分離保管帳簿の一部改正

平成16年の商品取引所法の一部改正によって、商品取引員は、分離保管(委託者から預かっている財産を商品取引員の財産と分離して保管すること)が義務づけられた。分離保管の状況を記載する分離保管帳簿について、業界団体からも見直しの要望があり、修正すべき点があるため、記載事項の改廃等の改正を行う。

(別表第5号、様式第16号)

3. その他

規定の明確化等の技術的な改正を行う。

(第90条、第97条、第107条、様式第10号、様式第18号)

4. 今後の予定

平成20年6月中旬 官報掲載

平成20年9月1日注 施行

注：上記1. 及び2. の施行のため、商品取引員がシステム修正をする準備期間を設ける必要があることから、平成20年9月1日を施行日としている。